

○四條畷市公共施設再編検討会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四條畷市公共施設再編検討会条例（令和2年条例第2号）第5条の規定に基づき、四條畷市公共施設再編検討会（以下「検討会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第2条 検討会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 検討会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、検討会の議事に關係のある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第4条 検討会の庶務は、公共施設等に係る再編整備担当課において処理する。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。